

菅田町赤坂公園

分区園利用の手引き

指定管理者 株式会社^{しゅんほうえん}春峰園



1 分区園の概要

場所	菅田町赤坂公園(分区園) 神奈川県菅田町 222 番 1
区画	家族及びグループ用分区園 約 10 m ² 34 区画 約 15 m ² 4 区画
利用 期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 までの 1 年間 ※希望者は 1 年間の期間延長が可能です。 利用期間終了時には区画とロッカーを整理 し、原状回復をお願いいたします。
使用料	家族及びグループ用 1 区画あたり 10 m ² 4000 円 (年間) 15 m ² 6000 円 (年間)
利用 時間	日の出から日没まで ※分区園は公園内に設置されています。 公園は 24 時間開放されていますが、安全面や近 隣の方々への配慮から原則として日の出から日 没までという利用時間を設けています。



2 施設の利用について

○トイレについて

公園内には多目的トイレが1箇所あります。
分区園利用者だけでなく、公園の一般利用の方も利用されるトイレです。

私物を置いたり、着替えて長時間占拠したりしないようにしましょう。

○ロッカーについて

倉庫棟内にロッカーがあります。1区画につき1つのロッカーが割り当てられています。

決められたロッカーを使うようにしてください。

ロッカーには、分区園での作業に必要な道具類や帽子、作業着などを置くことができます。

使用された道具を置く場合には、水で洗い、土を落とし、軽く水を切ってから置くようにしてください。



○倉庫の鍵について

倉庫等の入口2箇所の扉にはナンバー式の鍵がついています。事前にお伝えしてある4ケタの番号で開け閉めをお願いします。

この番号は分区園利用者には教えていません。

一般の公園利用者は倉庫の利用は基本的にできないようになっていますので、むやみに人に教えないようにお願いします。

番号は定期的に変更し、その都度利用者にお伝えします。無断で番号を変更することはしないでください。

ロッカーには扉や鍵はついていません。

最後に倉庫を出る方が必ず鍵をかけて戸締りをしてください。

また、管理者は分区園内での盗難・物の紛失に関して一切の責任は負いかねますので、貴重品の管理には十分お気を付けください。



○備品の利用について

倉庫内には、利用者が共同で使えるスコップやレーキ、ジョウロなどの備品を設置します。

使用後は水で洗い、土を落として軽く水を切ってから元あった場所へ戻してください。

共用の備品を持ち帰ったり、個人のロッカーへしまい込んだりしないでください。

○AEDについて

倉庫内に AED を設置します。

緊急時には利用者が使えるようにします。

精密機械ですので、むやみに叩いたり傷つけたりしないようにしてください。

○清掃・管理について

週2回指定管理者による巡視と清掃を行いますが、日常的な清掃や管理は利用者自身で行うようにお願いします。

ロッカーの整理整頓や倉庫内の美化、ごみの持ち帰りなど行っていただきます。

また、季節ごとに大掃除を行いますのでご参加をお願いいたします。



○来園手段について

来園は自転車か徒歩でお願いします。

駐車場はありませんので自動車やバイクでの来園はご遠慮ください。

自転車は駐輪場へ停めてください。

10台分のスペースがありますが、譲り合ってご利用ください。

分区分内や倉庫棟前、公園の前の道路上などへの駐輪はご遠慮ください。

また、駐輪場での自転車の盗難については一切責任を負いかねますのでご了承ください。



3 分区園の利用について

○分区園で栽培できる作物について

野菜や花を栽培できます。

利用期間内(1～2年)に栽培が終了するものとします。

隣の区画へ日光が当たらなくなってしまうたり、伸びていってしまうものは栽培しないでください。

高さの制限は 1m80cm までとします。

○水道の利用について

倉庫棟前と分区園スペース内の2箇所の水道を利用できます。

蛇口にホースをつないで利用することは禁止です。

バケツやジョウロを使用してください。

○ゴミについて

分区園での作業で出たゴミは各自持ち帰ってください。

抜いた草や摘んだ花がらなどは、園内の植栽に捨てたり、区画の隅に貯めて置いたりしないようにしてください。



○農薬の使用について

農薬の使用は原則禁止です。

例外的に使用を認める場合がありますが、必ず事前に指定管理者へ連絡してください。

使用する農薬の種類や使用方法などを確認してから許可を出します。

農薬の使用によって隣接する区画への影響がでる恐れがあり、トラブルのもとになりますので、ご協力をお願いいたします。

○栽培記録の提出について

分区園を継続して利用できるのは1年または2年です。

次の利用者が前の利用者と続けて同じ作物を栽培してしまうと連作障害によって思うように栽培ができなくなってしまう恐れがあります。

次の利用者へ情報提供ができるように年に2回栽培記録の提出をお願いいたします。



4 禁止行為について

○工作物の設置

分区園内に工作物を設置することは禁止です。

倉庫内に棚を設置したり、分区園内に堆肥置場を新たに設置したりする等、許可なく工作物が設置されていた場合には撤去させていただきます。

○決められた区画以外での耕作

抽選で決められた区画以外での耕作は禁止です。

他の利用者の迷惑となりますので、決められた区画内での耕作をお願いいたします。

○分区園の第三者への貸与

分区園は抽選に応募した家族またはグループのみ利用することができます。

第三者への貸与は禁止ですので、おやめください。



○利用の停止について

前述のような禁止行為を行った場合や下記に該当する場合には利用を停止させていただく場合がありますのでご注意ください。

- ・同一世帯、同一グループによる複数区画利用
- ・分区園の設置の目的に反する使用をしたとき
- ・長期間にわたり栽培がなされていないとき
- ・その他管理上必要と認められるとき

利用の停止を行う場合には、原則として使用料は返金しませんのでご了承ください。



5 緊急時の対応について

○けがをしたとき

倉庫内に共用の備品として救急箱を設置します。

けがをされたときにはご利用ください。

けがの程度により近隣の病院へ受診した場合は、指定管理者へご報告をお願いいたします。

○事故・事件が発生したとき

分区園内で事故が発生した時には指定管理者へご連絡ください。

負傷者がいる場合にはけがの状態により、119番へ連絡をしてください。

不審物を発見したり、不審者を見かけたりしたときには神奈川警察署(045-441-0110)へ連絡した後、指定管理者へご連絡ください。

緊急性のある場合には110番へ通報してください。



6 問い合わせ・連絡先

分区園の利用についてお困りのことや施設の不具合など
ありましたら指定管理者までご連絡ください。

【指定管理者本部】

株式会社 春峰園

横浜市金沢区釜利谷東8-3-20

TEL：045-783-8009（平日8時から17時）

FAX：045-783-8019

HP：<http://www.shunpoen.co.jp>

【担当者】

現場責任者 かとう まほ 加藤 真歩 TEL：070-1069-4550

本部責任者 あいざわ しょうへい 相沢 升平 TEL：045-783-8009

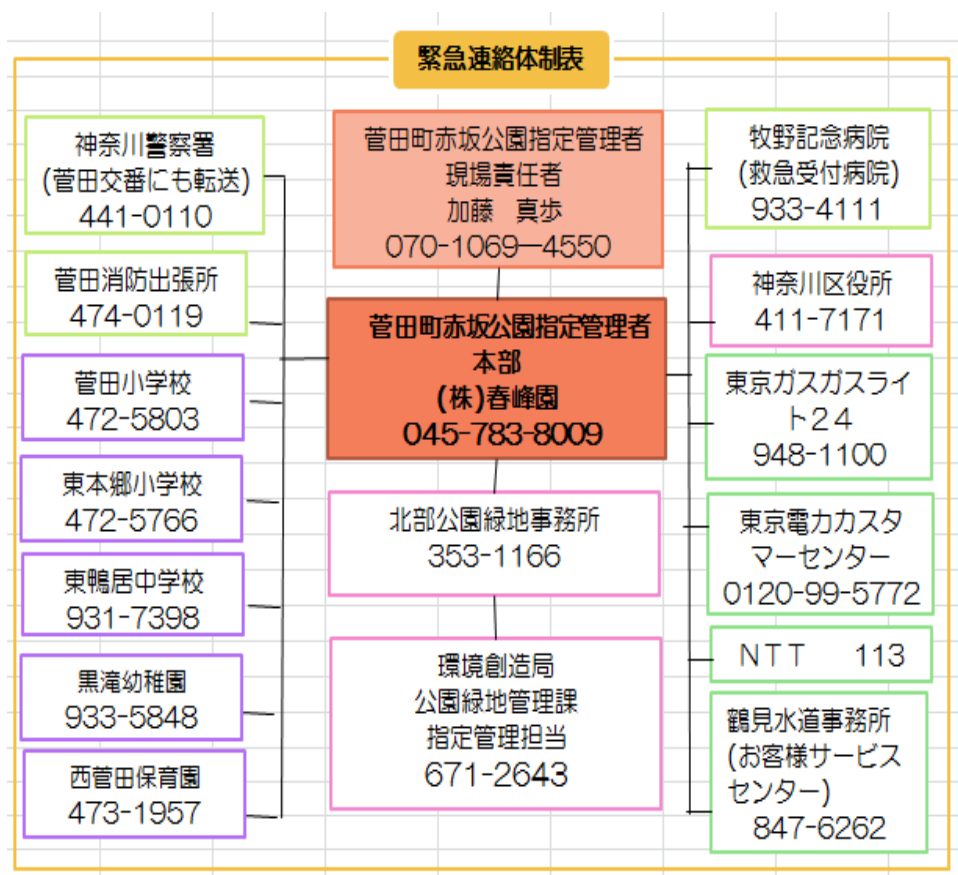
【横浜市】

環境創造局 北部公園緑地事務所

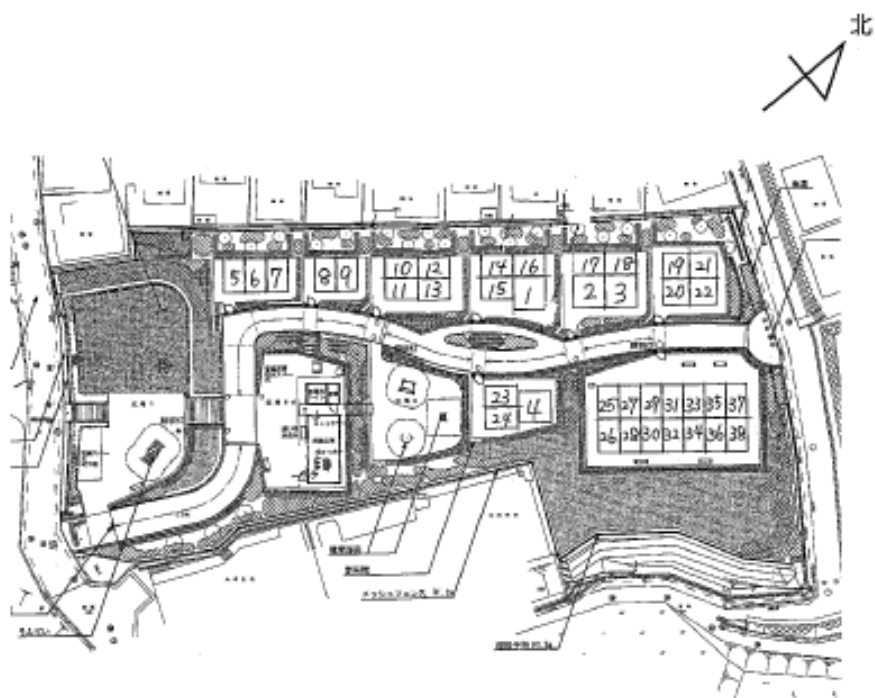
TEL：045-353-1166



緊急連絡体制表



園内図



15m² 4区画 (1~4番)

10m² 34区画 (5~38番) 全38区画



ロッカー位置図

